

長崎市監査公表第 12 号

令和元年 6 月 5 日に提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を同条同項の規定により公表します。

令和元年 8 月 1 日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	西	田	実	伸
同	山	口	政	嘉

監査結果の報告

住民監査請求

(令和元年6月5日請求)

(令和元年7月29日)

長崎市監査委員

目 次

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	請求人代理人	1
3	請求日	1
4	措置請求書	1
5	事実証明書	2
第2	請求の受理	2
第3	監査の実施	3
1	監査対象事項	3
2	監査の対象部局	3
3	証拠の提出及び陳述の機会の付与	3
4	関係職員の陳述及び関係書類の提出	5
第4	監査の結果	6
1	事実関係の確認	6
2	判断	8
3	結論	9

別添 長崎市職員措置請求書

第1 監査の請求

1 請求人

住所省略 氏名省略（個人）

住所省略 氏名省略（個人）

住所省略 氏名省略（法人）

2 請求人代理人

住所省略 弁護士 氏名省略

住所省略 弁護士 氏名省略

3 請求日

令和元年6月5日

4 措置請求書

第1 請求の趣旨（原文）

別紙図面のK8、K101、K7、K6、K5、K104、K106、K4、K3及びK109を結んだ赤色線と別紙物件目録記載の土地1から3との間の土地（別紙赤色斜線部分。以下、本件土地という）について、市の所有にかかる里道として管理されたい。

第2 請求の理由（原文）

1 本件土地が里道であること

(1) 国有財産譲与契約（添付資料1-1～1-4）

平成17年3月頃、機能が維持されている里道及び水路（国所有の法定外公共物）は、国から管理先である地方公共団体に無償で譲与された。本件土地についても、長崎市は国（福岡財務支局）から平成17年3月31日付国有財産譲与契約書（添付資料1-1）により、同月10日付国有財産譲与申請書添付の国有財産一覧表（添付資料1-2）記載の物件の譲与を受けた。この一覧表において、本件土地（所在地：長崎市大浦町乙33番2地先～長崎市大浦町甲33番地先）が挙げられており、「財産の種類：道路」と記載されていた。

そして、国有財産譲与契約書添付の図面（添付資料 1-3、1-4）には、本件土地は里道を表示する赤色で記載されていた。

(2) 平成 15 年 6 月 30 日の市による現地調査（添付資料 2）

平成 15 年 6 月 20 日付で N T T ファシリティーズから長崎市に対し、N T T 長崎病院付近の通路につき現場調査申請がなされたことから、市は同月 30 日に現地調査を実施するなどして建築基準法 42 条 2 項道路及び 43 条 1 項但書き許可の必要な道について検討した。

その際、本件土地（現場調査申請書添付図面に B と表示された部分）の幅員は 2.6～3.0 メートルであることを確認した。

(3) 以上によれば、本件土地部分は里道として長崎市の所有にかかるものと言ふべきである。

2 市が里道上に境界を認めていること（添付資料 3）

ところが、市は、エヌ・ティ・ティ企業年金基金の平成 20 年 11 月 14 日付境界確認申請書において、別紙図面の K8、K101、K7、K6、K5、K104、K106、K4、K3 及び K109 を結んだ赤色線を境界線として認め、本件土地を市の所有地ではないかのような取り扱いをしている。

かような扱いは、市の所有地の管理を怠るものであると思料されるので、本件請求に及ぶ次第である。

以上

5 事実証明書

本件請求の事実証明書として、次の資料が措置請求書に添えて提出された。

【添付資料 1-1～1-4】 国有財産譲与契約書及びその附属書類の写し

【添付資料 2】 公開決定通知書の写し

※内容：建築基準法第 4 2 条第 2 項道路と判断した起案文書

【添付資料 3】 部分公開決定通知書の写し

※内容：境界確認申請書に基づき確認書を交付した起案文書

【添付資料 4】 決定書（平成 27 年(ラ)第 71 号通行妨害禁止仮処分申立却下決定に対する抗告事件）の写し

第 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、令和元年 6 月 26 日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項、これに添付された事実証明書、請求人及び請求人代理人の陳述により、本件請求の要旨を次のように解し、違法、不当な行為があるか否かについて監査を実施した。

(1) 指定された職員

長崎市長

(2) 請求人が違法、不当と主張する内容及び求める措置

「第1 4 措置請求書」の「第1 請求の趣旨（原文）」及び「第2 請求の理由（原文）」と同じ。

2 監査の対象部局

土木部（土木総務課）、まちづくり部（建築指導課）、中央総合事務所（地域整備2課）

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、令和元年7月12日に新たな証拠として、平成27年(ラ)第71号通行妨害禁止仮処分申立却下決定に対する抗告事件（原審・長崎地方裁判所平成26年(ヨ)第29号）が請求人代理人から提出され、受領した。

また、令和元年7月16日に請求人に対して陳述の機会を付与し、請求人1人及び請求人代理人1人が出席した。

なお、陳述は措置請求書及び新たな証拠に基づき行われ、その概要は次のとおりである。

措置請求書に、別紙図面を添付しているが、赤色斜線部分に関して、本来市の所有に係る里道であると考えている。ところがこの部分に関して市の里道でないような扱いをされている。これが里道であるという根拠として挙げているのが、添付資料の1-1から1-4までである国有財産譲与契約書で、本来国の所有であったところが市に譲与され、その譲与契約書では里道と書いてある。それが資料の1-1では里道を譲与するというふうに書いてある。詳しくはその資料の1-2に書いてある特定番号49-1-1-15、冒頭に○印を付けている所である。この部分が今回の赤色斜線部分を構成するところであり、添付資料1-2の財産の種類というところを道路と書いており、添付資料1-3の図面でも里道を示す赤色で色付けがなされている。添付資料1-4はそれを拡大コピーしたものである。

もう一つの根拠が添付資料の2であり、今回の対象になっている赤色斜線部分

が対象道⑥と書いてあるが、広さが2.6ないし3メートルである道路であると記載されている。これに基づくと今回の場所は里道であるというふうに考える。また、追加資料で提出した添付資料の4は、平成27年の福岡高等裁判所の決定である。これは今回の赤色斜線部分そのものではないが、赤色斜線部分とつながる部分に関して里道であるというような認定をして里道についての通行権を認めて、通行妨害をしていた者に対して解除を命じた高等裁判所の決定である。この裁判所の決定も先に説明した国有財産譲与契約書や添付資料2の調査を基にしてここは里道であるというような決定をしている。一番大きな証拠になるのがこの国有財産譲与契約書ではないかと考えている。

添付資料3は、今回の赤色斜線部分に関して市の里道ではなく、エヌ・ティ・ティ企業年金基金の所有にかかるものであるかのような判断をされているものである。つまり、今回の赤色斜線部分は里道ではなくエヌ・ティ・ティのものであるというような形での立会がされており、説明がされているところである。譲与契約書あるいは平成15年の市の調査あるいは高裁決定とは違って、エヌ・ティ・ティのこの添付資料3ではそれとは違う里道ではない、市の所有地ではないような扱いをされているように見えるということで、今回の請求に至ったものである。

平成17年の里道水路の無償譲与から始まったことが原因である。この時点で法務局がマイラー図面をコンピューター化する時に手書きで水と入れてしまった。それが原因でここを水路と勘違いして立会をしているということである。これは水じゃないということになり、向かって左側の方は市が筆界特定をされている。これに関しても幅員が承服できないような立会をされており、元々この幅員は、最大3メートルぐらいあったところを、占用されて狭くなっているところで、これは歴史文化博物館の資料関係も、全部調査して高裁の裁判資料として全部提出して、全て認めていただいたところである。ここの水路という字をコンピューター化する時に間違ったことが原因で、その字図に基づいてエヌ・ティ・ティ側の土地家屋調査士が立会申請を出して机上で水路の幅員を溝蓋の所でとったということである。

その後、市の道路公園総務課の方も4人ぐらい立ち会って、現地で説明したが、納得いただけなかった。ここは建築審査会の決議事項で道路として建築基準法の許可が下りる道路に元々してあり、石畳にされたのも情報公開請求で入手した資料関係で市役所が全部石畳に工事もされているということで判断いただければと思う。

1860年に当時の江戸幕府が居留地を作るのにずっと大浦を埋め立てており、その時に居留地を管理するために境界杭を全部打っている。杭が残っている部分を市の建築審査会が道路として認めて、石畳をやっているということで、現況とその歴史的な背景というか、そういう境界杭とかに基づき、過去から私どもももう

30年くらい生活道路として使っている。

本来の境界は、道路の形状どおりである。もともとずっと過去から病院の一番左のラインでずっと、フェンスを作っていたが、エヌ・ティ・ティが売却する時に土地家屋調査士に調査、測量を依頼した際、水となっているから、水は溝蓋の所の水路と勘違いして溝蓋の所で境界鋺を打っているためそれはおかしいと考える。現状は道路であり、何十年も使っている。

その歴史的な経緯等を踏まえて、今、土地1から3まで接している所は、過去の居留地時代の境界杭を基にしているため、左の部分はその歴史的な背景を基にした境界になっている。それを右側の真ん中辺りのラインに拡張してそのエヌ・ティ・ティの、今は違うが、所有だというふうな形にしようとしているというような趣旨である。現状も道路であり、斜線の所を分筆して道路を宅地として市が譲渡していることは問題である。

4 関係職員の陳述及び関係書類の提出

令和元年7月16日に土木部長、土木総務課長、まちづくり部長、建築指導課長、中央総合事務所長及び地域整備2課長から、大浦町乙33番3から甲33番に接する公図上、白地となっている土地（以下、「当該地」という。）に関し、陳述の聴取を行った。

主な陳述内容は次のとおりである。

(1) 土木部の陳述内容

ア 国から里道として譲与された経過及び今後の管理方針について

平成17年の一括譲与については、全国的に同じであるが、長崎市が申請し、国から譲与を受けている。図面については、長崎市が譲与の申請を行った際に添付した書類であり、国がその結果を確認して譲与を受けている。

当時、全国的に譲与されているが、公図上は里道となっているが実際は水路であったり、水路となっているが実際道路として通行している状況にあった。国からも、現況と公図上の表記が違う場合については現況で原則判断するということがあったため、当該部分は公図上は水路だが、道路として譲与を受けている。

現在、当該地は、公図上、白地（無番地）となっているため、譲与契約の相手方である長崎財務事務所に確認したところ長崎市の所有のまま間違いのないとの回答を得たことから、里道と同様に道路として管理していく。

(2) まちづくり部の陳述内容

ア 当該地における道路の指定状況について

平成15年に現地確認し、道の有効幅員を2.6メートルから3メートルとし

て、1.8メートル以上あることから、建築基準法第42条第2項の道路と判断している。その後、平成28年に現場調査申請があり現地調査を実施したところ、有効幅員が隣接地の土地の提供により拡幅され、それ以前は幅員1.6メートルぐらいしかなく、幅員が1.8メートル未満であったことを確認したため、2項道路を取り消して特定通路としている。

イ 道路指定が境界確定に及ぼす影響について

道路の指定は道の範囲を決定するものであり、個別の境界を確定するものではないため、影響はない。

(3) 中央総合事務所の陳述内容

ア 境界を確定する際の手順等について

里道や水路いわゆる法定外公共物の境界確定については、まず境界確認申請書が提出され、これに公図、登記されていれば地積測量図等、関係書類の添付をしていただく。提出があつてから申請地、あるいは隣接地、周辺に過去の立会記録がないかなど事前の調査確認を行ったうえで、現地立会を実施する。現地立会の結果、申請者との合意に基づいて、境界を確定しており、当時からマニュアルは存在しており、マニュアルどおりの手続きを進めた。

イ 当該地の境界確定日について

当時の立会報告書によると、病院の建替えの際、地元の要望により申請地の一部を道路として無償貸与ということで、自治会との契約書ありと記載されており、また、実際の通路、道路として機能部分も一部民地により全体の道路が構成されているという事実として確認ができていることから、市としても問題ないと判断している。

なお、境界の確定日は、境界の確定が、双方の合意であるため、相手方に確認書を交付し、立会時と同じ内容であると確認できる日（受領日）である平成20年11月19日と判断している。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 当該地が里道であることについて

ア 国有財産の譲与契約について、福岡財務支局長崎財務事務所長と長崎市長で平成17年3月31日付で契約を締結している。

譲与物件のうち今回の監査請求の対象となっている物件は、財産の種類は道路、添付図面（49-1-1）で里道とされている。

- ・特定番号 49-1-1-15
- ・所在地 長崎市大浦町乙33番2地先～長崎市大浦町甲33番地先
- ・財産の種類 道路
- ・備考 その他の敷地

なお、当該地については、平成17年3月31日付で上記のとおり国から譲与されているが、平成20年8月の境界立会は公図上、水路として実施されているため、長崎地方法務局から令和元年6月26日に公図の交付を受け、確認した結果、現在は白地（無番地）であった。

(2) 当該地が建築基準法第42条第2項道路であることについて

ア 昭和26年4月6日 建築基準法第42条第2項の道路の指定

昭和26年4月6日付長崎県告示160号において、建築基準法第42条第2項の規定により、幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、長崎市の都市計画区域内にある道を、同法第42条第2項の規定による道路と指定している。

イ 平成15年6月30日 市による現地調査

平成15年6月20日付NTTファシリティーズから現場調査申請書を受取り、6月30日調査、平成15年7月9日に建築基準法第42条第2項道路と判断している。

ウ 平成22年3月30日 建築基準法第42条第2項の道路の指定の廃止

平成22年3月30日付で、長崎県が昭和26年長崎県告示160号の包括指定を廃止している。

エ 平成22年3月31日 建築基準法第42条第2項の道路の指定

平成22年3月31日付で、長崎市が長崎市公告第38号で個別指定を行っている。

オ 平成28年5月9日 建築基準法第42条第2項の道路の取消し

長崎市公告第66号 建築基準法第42条第2項の規定による道路（指定番号20-1N-H21-211）の指定を取り消している。

- ・取消した指定道路延長 67.72メートル
- ・取消した指定道路の幅員 4.00メートル

平成28年4月12日現場調査申請が提出され、現在、対象道の幅員は1.8メートル以上あるが、申請者の提出資料及び現地の敷地境界ピンを基に現場調査を行った結果、対象道は現在の建築以前は幅員1.8メートル未満であったこと

を確認した。また、対象道は、1.8メートル未満であり、2戸以上立ち並びがあることから「特定通路」として取り扱うこととしている。

(3) 里道上に境界を認めていることについて

ア 平成20年8月25日 法定外公共物（水路）の境界立会

平成20年8月19日、エヌ・ティ・ティ企業年金から法定外公共物（水路）との境界立会申請書を受領し、8月25日に立会い、その結果、境界確定の方向性は双方合意としている。（当時の河川課が対応）

イ 法定外公共物（水路）の境界確認書の交付

調査の結果、法定外公共物との境界確認は、朱線のとおりで支障がないとして、平成20年11月18日に境界確認書の交付を決定し、申請者は同年11月19日に確認書を受領した。（当時の河川課が対応）

2 判断

本件監査において認められた事実関係及びこれに基づく監査委員の判断は、次のとおりである。

本件監査請求は、請求書及び添付の事実証明書から、次のように解される。平成17年3月31日付国有財産譲与契約書によって国から長崎市に譲与された里道（長崎市大浦町乙33番2地先～長崎市大浦町甲33番地先）について、平成20年11月にエヌ・ティ・ティ企業年金基金から長崎市に対してなされた境界確認申請において、里道上に境界を認め、本件土地を長崎市の所有地ではないかのような判断を行っている。このことが財産の管理を怠ることになるため、本件土地を含めて長崎市の所有に係る里道として管理するよう請求する内容である。

住民監査請求は、法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民が当該団体の長・委員会・委員又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為（公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担）又は違法・不当に財務会計上の行為（公金の賦課・徴収、財産の管理）を怠る事実があると認めるとき、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、是正等又は当該団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

また、同条第2項で、正当な理由がない限り、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとされているが、正当な理由については、当該行為が秘密裡にされた場合、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、

当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（昭和 63 年 4 月 22 日最高裁判所判決）。

一方、違法・不当な公金の賦課・徴収又は財産の管理を怠る事実を対象とする住民監査請求の場合、1 年という監査請求期間の制限を受けないとされている（昭和 53 年 6 月 23 日最高裁判所判決）。しかしながら、昭和 62 年 2 月 20 日の最高裁判所判決では、地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法とし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実であるとする住民監査請求では、その請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として 1 年の期間制限が適用されるとしている。そこで、財産の管理を怠るとする住民監査請求であっても、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する請求権の不行使を主張する住民監査請求には財務会計上の行為の終了日を基準として 1 年の期間制限が適用される。

本件監査請求は、長崎市が里道上に境界を認めたことに疑義があるので、市の所有すべき財産の管理を怠るとしてなされたものであるが、境界確認協議の性質については、平成 20 年 4 月 22 日の福岡地方裁判所判決で、市と隣接地の所有者とが対等の立場で所有権の範囲（土地境界）について協議するものであって、私法上の契約の性質を有し、両者の合意により境界に関する協議が調った場合には、これにより公有地と隣接地との所有権の範囲が確定されるものと解するのが相当であり、境界確認協議は財務会計上の行為に当たるとしており、平成 21 年 2 月 4 日の福岡高等裁判所判決においても、この判断を是認している。

このことから、本件監査請求において、市と隣接所有者との境界確認行為は、私法上の契約を有し、財務会計上の行為に当たるものと解されるものであり、当該地の境界確認申請は、平成 20 年 11 月 10 日に受理され、長崎市が作成した境界確認書を平成 20 年 11 月 19 日に申請者が受領している。よって、本件請求は遅くとも平成 20 年 11 月 19 日から 1 年以内になされなければならないが、令和元年 6 月 5 日になされた本件監査請求は法第 242 条第 2 項に規定する当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過している。

3 結論

本件請求について監査した結果、請求要件を欠いて不適法であるので、これを却下する。

長崎市職員措置請求書

令和元年6月5日

長崎市監査委員 御中

請求者代理人弁護士 (氏名省略)

同 弁護士 (氏名省略)

請求者の表示

別紙請求者目録記載のとおり

記

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、次のとおり必要な措置を請求します。

第1 請求の趣旨

別紙図面のK8, K101, K7, K6, K5, K104, K106, K4, K3及びK109を結んだ赤色線と別紙物件目録記載の土地1から3との間の土地(別紙赤色斜線部分。以下、本件土地という)について、市の所有にかかる里道として管理されたい。

第2 請求の理由

1 本件土地が里道であること

(1) 国有財産譲与契約(添付資料1-1~1-4)

平成17年3月頃、機能が維持されている里道及び水路(国所有の法定外公共物)は、国から管理先である地方公共団体に無償で譲与された。本件土地についても、長崎市は国(福岡財務支局)から平成17年3月31日付国



有財産譲与契約書（添付資料 1-1）により、同月 10 日付国有財産譲与申請書添付の国有財産一覧表（添付資料 1-2）記載の物件の譲与を受けた。この一覧表において、本件土地（所在地：長崎市大浦町乙 3 3 番 2 地先～長崎市大浦町甲 3 3 番地先）が挙げられており、「財産の種類：道路」と記載されていた。

そして、国有財産譲与契約書添付の図面（添付資料 1-3, 1-4）には、本件土地は里道を表示する赤色で記載されていた。

(2) 平成 15 年 6 月 30 日の市による現地調査（添付資料 2）

平成 15 年 6 月 20 日付で NTT ファシリティーズから長崎市に対し、NTT 長崎病院付近の通路につき現場調査申請がなされたことから、市は同月 30 日に現地調査を実施するなどして建築基準法 4 2 条 2 項道路及び 4 3 条 1 項但書き許可の必要な道について検討した。

その際、本件土地（現場調査申請書添付図面に B と表示された部分）の幅員は 2.6 ～ 3.0 メートルであることを確認した。

(3) 以上によれば、本件土地部分は里道として長崎市の所有にかかるものと言うべきである。

2 市が里道上に境界を認めていること（添付資料 3）

ところが、市は、エヌ・ティ・ティ企業年金基金の平成 20 年 11 月 14 日付境界確認申請書において、別紙図面の K 8, K 10 1, K 7, K 6, K 5, K 10 4, K 10 6, K 4, K 3 及び K 10 9 を結んだ赤色線を境界線として認め、本件土地を市の所有地ではないかのような取り扱いをしている。

かような取扱いは、市の所有地の管理を怠るものであると思料されるので、本件請求に及ぶ次第である。

以上

(別紙)

請求者目録

(住 所 省 略)

請求者 (氏名省略)

(住 所 省 略)

請求者 (氏名省略)

(住 所 省 略)

請求者 (氏名省略)

(住 所 省 略)

請求者代理人弁護士 (氏名省略)

電 話
F A X (省略)

(住 所 省 略)

請求者代理人弁護士 (氏名省略)

電 話
F A X (省略)

(別紙)

事 実 証 明 書

番号	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者
添付資料 1-1～ 1-4	国有財産譲与契約書及び その付属書類	写し H17. 3. 31	福岡財務局支局長崎財務 事務所長藤原正久及び長 崎市長伊藤一長
添付資料2	公開決定通知書	写し H26. 12. 26	長崎市長田上富久
添付資料3	部分公開決定通知書	写し H27. 7. 3	長崎市長田上富久

(別紙)

物 件 目 録

土 地 1
所 在 長崎市大浦町
地 番 甲 3 3 番
種 類 宅地
地 積 2 6 6 1 . 7 3 m²

土 地 2
所 在 長崎市大浦町
地 番 乙 3 3 番 1
種 類 宅地
地 積 1 0 1 1 . 0 1 m²

土 地 3
所 在 長崎市大浦町
地 番 乙 3 3 番 3
種 類 宅地
地 積 4 8 6 . 8 1 m²

委任状

令和元年 6月5日

郵便番号 (省略)

住所 (省略)

委任者 (氏名省略)

私はこの弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住所 (省略)

電話 (省略)
F A X (省略)

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住所 (省略)

電話 (省略)
F A X (省略)

記

第1 事件

1 相手方

2 裁判所

3 事件の表示 住民監査請求事件

第2 委任事項

1 委任者がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

以上

委任状

令和元年 6 月 5 日

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

委任者 (氏名省略)

私はこの弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住 所 (省略)

電 話 (省略)
F A X (省略)

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)
住 所 (省略)

電 話 (省略)
F A X (省略)

記

第1 事件

1 相手方

2 裁判所

3 事件の表示 住民監査請求事件

第2 委任事項

1 委任者がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

以上

委任状

令和元年 6 月 5 日

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

委任者 (氏名省略)

私はこの弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

電 話 (省略)

F A X (省略)

弁護士 (氏名省略)
(省略)

郵便番号 (省略)

住 所 (省略)

電 話 (省略)

F A X (省略)

記

第 1 事件

1 相手方

2 裁判所

3 事件の表示 住民監査請求事件

第 2 委任事項

1 委任者がする一切の行為を代理する権限

2 反訴の提起

3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受けによる脱退

4 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ

5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ又はその取下げについての同意

6 復代理人の選任

以上

